

# 吉川市環境保全指針（案） に対するご意見の内容とそれに対する市の考え方

吉川市環境保全指針（案）に対するパブリック・コメントを実施した結果、2件のご意見をいただきました。提出された貴重なご意見について十分に検討の上、それに対する市の考え方を次のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「吉川市環境保全指針（案）」に対するご意見の内容とそれに対する市の考え方については、環境課の窓口でも閲覧できるようになっております。この度は、貴重なご意見誠にありがとうございました。

## 1 募集期間

令和3年1月19日（火曜日）から2月19日（金曜日）まで

## 2 意見応募状況

- (1) 提出者 2名
- (2) 意見件数 2件
- (3) 意見提出方法の内訳

提出方法	件数
郵便によるもの	0件
ファックスによるもの	0件
電子メールによるもの	1件
意見箱に投かんされたもの	1件

ご提出していただいたご意見については、住所・氏名などの個人情報を除き、原則として全文をそのまま転記したものを掲載しています。

問合せ先：環境課 環境保全係  
電話：048-982-9698（直通）

### 3 ご意見とご意見に対する市の考え方

	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>「生活環境における化学物質」について            身近な日用品の中には有害性のある化学物質を含む製品が多種多様あり、PRTR制度の指定物質（合成洗剤、防虫剤、衣料用消臭剤など）になっている製品もあります。それらの製品を日常的に使用することで、大気汚染、水質汚染、健康被害をもたらすことにもつながっています。特に近年は香り付き製品が多種増えてきています。その香り（合成香料）が原因で頭痛や吐き気、咳が止まらないなどの体調不良や化学物質過敏症（2009年病名登録）を引き起こすきっかけにもなっています。香りへの感受性は個人差が大きく、使う人には良い香りでも、不快に感じる人もいます。問題なのは、家庭や学校で、職場でその深刻さが想像しにくく理解されにくいことです。香り製品にはタバコと同じように「香料によって健康被害を受けることもある」と知ってもらうことが大事だと思います。</p> <p>身近な有害化学物質から環境、健康を守るための対策、啓発に取り組んでいただけるようお願いいたします。</p>	<p>PRTR制度における化学物質の排出・移動量については、国と県によって把握、公表がされていることから、市として規制や対策を行うものではございません。</p> <p>しかしながら、ご意見にもありますとおり、香料などの化学物質が原因でお困りの方がいらっしゃることから、行動方針「⑤環境配慮意識を醸成する」の中で啓発に取り組んでまいります。</p>

	ご意見	ご意見に対する市の考え方
2	<p>日頃より、市民の為の環境配慮にご尽力いただきありがとうございます。環境と言っても、家の周りの美化であったり、地球規模の環境破壊の問題であったり、あまりにも幅が広く、貴下に置かれましては日々の市民サービスに重点を置かれてしまうかもしれません。ですが、自然災害があまりにも頻発し、コロナ禍もある意味環境破壊から生まれている今、市民も地球規模の問題を共有し、そのための行動には理解が得やすい状況になっていると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが地球の資源の有限性を認識し、環境に配慮した消費行動が必要となります。環境に配慮した消費行動とはどういうものかまでを示していく必要があると思います。特に①<u>これからを担う子どもたちには地球規模の視点で考え、自分たちで行動していくための教育をお願いします。</u></li> <li>・吉川市に越してきて木陰があまりにも少なく残念でした。2050年に温室効果ガス排出ゼロとありますが、排出ゼロはかなり難しく、木々などでCO2を吸収し、差し引き実質ゼロを目指すしかないと思います。②<u>公園には木陰の部分を作り、更に可能な所には森を作っていくべきだと思います。</u></li> <li>・古い大きな屋敷などが空き地になる時など③<u>屋敷林を守れる方法などできないでしょうか</u></li> <li>・④<u>便利な化学物質に頼らない本当の豊かさを促して欲しいです。</u>（ex. 香害やマイクロプラスチック問題、・安易な除草剤による土壌汚染など）今直接の害を感じなくても必ず自分に返ってくる問題です。</li> </ul>	<p>1点目の環境教育につきましては、行動方針「⑤環境配慮意識を醸成する」の中で検討してまいります。</p> <p>2点目の木陰、森の創出につきましては、行動方針「③自然環境を保全し、継承する」の中で、今ある樹木の保全に努めるとともに緑化の推進に取り組んでまいります。</p> <p>植樹による二酸化炭素の吸収については、その効果を認識しているものの、木陰の創出など小規模な植樹による効果は限定的なものと思込まれるため、ご指摘の温室効果ガスの吸収源を主目的として新たに樹木を植える考えはございません。</p> <p>3点目の屋敷林についてですが、屋敷林は重要な地域のみどりであると認識しておりますが、屋敷林の保全については所有者の意向によるところが大きいと考えております。</p> <p>4点目の化学物質につきましては、それに対する評価や考え方については人それぞれであります。化学物質の有用性と健康や環境に及ぼす影響を理解していくことが大切であると考えますので、その関心が高まるように取り組んでまいります。また、ご意見にもあります「香害」のように、化学物質が原因でお困りの方もいらっしゃることから、引き続き啓発を図ってまいります。</p>